



本部申第 35 号

『2023 年度夏季手当に関する申し入れ』は7項目

申し入れ項目

- 2023 年度夏季手当については、**基準内賃金**（エルダー社員は基本賃金）の**3.2ヶ月分+10万円**とすること。
- 2023 年度夏季手当の支給にあたっては…（略）…経営の健全化に向け奮闘した**社員への評価を平等に行う**こと。
- 定期昇給カット分(2021年4月)も上積みされた未曾有の物価上昇に対し、“生活の豊かさ”を実感し、“健康で文化的な生活”を保障するために全社員一律に20万円の特別手当を支給すること。
- 安全を第一にステークホルダーとの価値協創によるJR東日本グループの成長を実現するべく**「人」への投資をより積極的に行う**とともに、投資における「選択と集中」を徹底すること。
- JR東日本グループにおける融合と連携がこれまで以上に重要であることから過度な業務委託費の削減を行うことなく、エルダー社員をはじめとする**JR東日本グループ業務従事者の負担軽減と処遇改善に取り組む**こと。
- この要求に対する回答については、2023年6月9日までに行なうこと。
- 支払い指定日は、2023年6月30日までとすること。

組合員の皆さん、思い出してください！



中央本部 MAIL NEWS
2021 年度 No.391
(2022-6-8) より

POINT!

3点にわたる労使の確認事項を要するエッセンス

- ① 鉄道が未来永劫発展していくためには労使協議が必要であり、双方の立場を認め合いつつ、議論に踏まえ認識の一致を図っていくこと。
- ② 黒字を達成した際には社員への還元を実施すること。
- ③ 社員が未来を展望できる労働条件の確立を図ること。

昨年度の夏季手当交渉では…

- ① 鉄道が未来永劫発展していくためには…（略）…議論に踏まえ認識の一致を図っていくこと。
- ② **黒字を達成した際には社員への還元を実施すること。**
- ③ 社員が未来を展望できる労働条件の確立を図ること。

労働組合（労働者）と会社（使用者）を指します。確認する意義は全ての仲間にとって大きいんです！

…と労使で確認しているんです。

ということは、通期黒字を達成した今こそ、還元すべきだと思いませんか？

**さあ、会社に見せてもらいましょう！
労使確認事項である「黒字を達成した際には社員への還元を実施する」という姿勢を。
申し入れ本文は公式サイトでチェック！**